

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 3 月 20 日

四日市市教育委員会委員長 渡 邊 悌 爾

四日市市教委規則第 5 号

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務の補助執行に関する規則（平成 17 年四日市市教委規則第 1 号）  
の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第 2 条関係）	
補助執行に係る事務	補助執行させる職員
地区市民センターにおける公民館活動に関する事務	副市長、市民文化部長、市民文化 部市民生活課の職員及び地区 市民センターの職員
（略）	
市立幼稚園の設置及び廃止に関する事務 市立幼稚園の運営管理に関する事務 教育財産（幼稚園）の取得及び管理に関する 事務 市立幼稚園職員（用務員）の任用に関する事 務 市立幼稚園の園医、園歯科医及び園薬剤師に 関する事務 市立幼稚園の就園に関する事務 市立幼稚園の給食に関する事務 市立幼稚園教育の指導助言、教育課程、生徒 指導に関する事務 市立幼稚園の整備及び補修に関する事務 市立幼稚園職員（用務員）の研修に関する事 務	副市長、こども未来部長、こど も未来部保育幼稚園課の職員

市立幼稚園職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事務（公立学校共済に関する事務を除く。） 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事務 学校保健会の育成助言に関する事務 市立幼稚園の保健衛生に関する事務 幼稚園教育に係る調査及び統計に関する事務 （略）	
---	--

改正前	
別表（第2条関係）	
補助執行に係る事務	補助執行させる職員
楠公民館及び楠緑地ゲートボール場の管理運営に関する事務	副市長、市民文化部長及び楠総合支所の職員
地区市民センターにおける公民館活動に関する事務	副市長、市民文化部長、市民文化市民生活課の職員及び地区市民センターの職員
（略）	
市立幼稚園の設置及び廃止に関する事務 市立幼稚園の運営管理に関する事務 教育財産（幼稚園）の取得及び管理に関する事務 市立幼稚園職員（用務員）の任用に関する事務 市立幼稚園の園医、園歯科医及び園薬剤師に関する事務 市立幼稚園の就園に関する事務 市立幼稚園教育の指導助言、教育課程、生徒	副市長、こども未来部長、こども未来部保育幼稚園課の職員

<p>指導に関する事務</p> <p>市立幼稚園の整備及び補修に関する事務</p> <p>市立幼稚園職員（用務員）の研修に関する事務</p> <p>市立幼稚園職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事務（公立学校共済に関する事務を除く。）</p> <p>独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事務</p> <p>学校保健会の育成助言に関する事務</p> <p>市立幼稚園の保健衛生に関する事務</p> <p>幼稚園教育に係る調査及び統計に関する事務</p>	
<p>（略）</p>	

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（教育委員会教育総務課）